

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

年 月 日

日本解体法案である「偽装人権擁護法案」について反対いたします。

【反対理由】

< 1 > 「人権侵害」の定義、および人権擁護委員会の不透明性

「人権擁護および人権侵害救済に関する法案」においては、そもそも「人権・人権侵害」の定義が曖昧模糊とした状況であり、また現在の日本において“法の制定が必要なほどの人権侵害”の実態調査は皆無といえます。さらには人権侵害を救済する機関「人権委員会」の新設に関しても、人権侵害の相談、調査、情報収集をおこなう、人権擁護委員約2万人の選考基準についても極めて曖昧で、国籍条項もなく、機関として不透明といわざるを得ません。

< 2 > 「特別救済手続き」の危険性

人権委員会がおこなう「特別救済手続き」は、令状なしの出頭要請や関係先への立ち入り検査、搜索・押収が可能であり、正当な理由なく拒否した場合、30万円以下の過料を科すことが出来ます。恣意的な解釈・運用の危険や、審査によって人権侵害と認定された人間の名誉回復の場が与えられていないなど、多くの点で、新たな人権侵害、蹂躪を生み出す可能性が考えられます。

上記2項目を以て、本法案は、

日本国憲法第21条
「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」

および

日本国憲法第33条
「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」

に反する違憲法案であると考え、反対いたします。

以上

住所：

氏名： (印)

年齢： 歳